

水稻初期除草剤の使用時期に注意してください

水稻除草剤の移植前・播種前の使用時期が変更となりました。

移植前・播種前の使用は「**7日前まで**」です

適用内容変更後

移植栽培の使用時期は

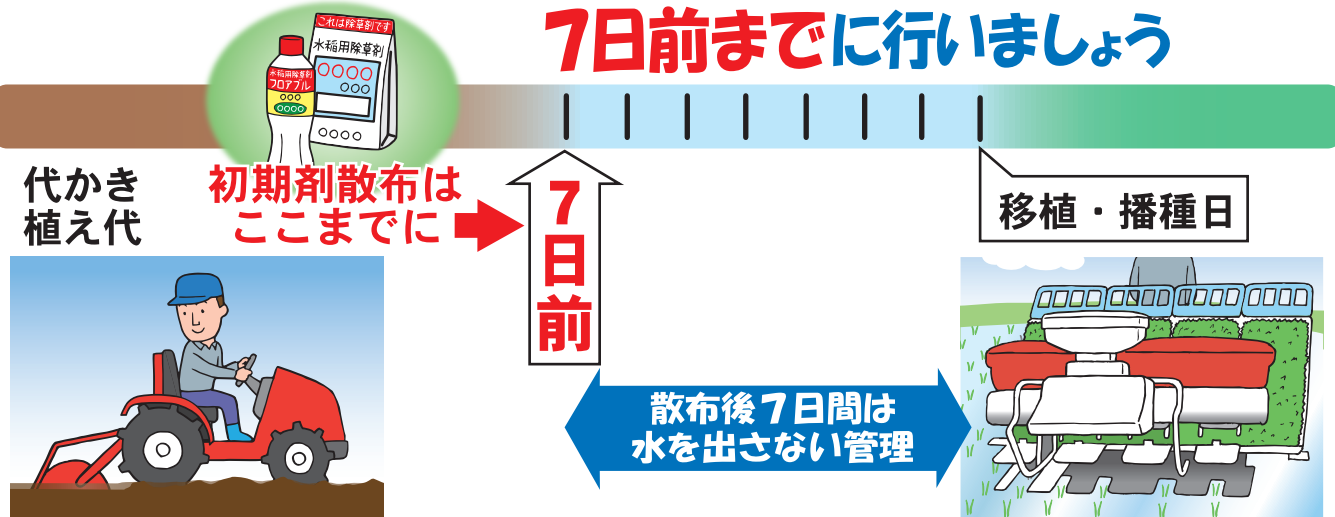
植代後～移植**7日前**まで
植代時（移植**7日前**まで）

直播栽培の使用時期は

直播の代かき後～は種**7日前**まで
直播の代かき時（は種**7日前**まで）

移植前や播種前に農薬を使用する場合は、

7日前までに行いましょう



水稻除草剤の移植前、播種前の使用時期が登録変更されました（平成24年8月）

水稻初期除草剤の使用時期は、これまで「植代後（時）～移植4日前まで」「代かき後（時）～播種4日前まで」の適用がありましたが、これからは、移植や播種の前に使用する場合は、移植又は播種の「**7日前まで**」の使用となります。移植または播種の前日～6日前の間は、農薬は使用できません。誤って使用した場合は農薬取締法の違反であり、罰則の対象となりますので必ず守ってください。

農薬の使用時期を守り、農薬散布後の止水管理を徹底します

水田での除草剤や粒剤を散布した後は、農薬が土壌などに落ち着くまでの7日間は、田面水を圃場外に出さない水管理を徹底してください。

7日間の止水管理は、農薬の効果を十分発揮させるとともに、周辺環境の保全に繋がります。

